

官報
號外

平成十三年十一月二十八日

○ 第百五十三回 会參議院會議錄第十四號

平成十三年十一月二十八日(水曜日)

卷之三

○議事日程 第十四号

平成十三年十一月二十八日

第一 國務大臣の報告に関する件(平成十一年)

度決算の概要について

第一 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案(第百五十一回国会内閣提出、

第三 刑法の一部を改正する法律案(内閣提
第一百五十二回国会衆議院送付)

第三 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案(趣旨説明)

なお、平成十一年度における財政法第六条の純
剩余金は一兆四百一億円余となっておりま
す。

平成十三年十一月二十八日 参議院会議録第十四号

國務大臣の報告に関する件(平成十一年度決算の概要について)

円余の増加となります。この増加額には、前年度剩金受け入れが予算額に比べて増加した額、すなわち四兆四千三百二十二億円余が含まれておりますので、これを差し引きますと、歳入の純増額は九千二百五十一億円余となります。

一方、歳出につきましては、予算額八十九兆八十八億円余に対しまして、平成十年度から繰り越額四兆四千三百五億円余を加えました歳出予算現額九十三兆四千四百九十四億円余に対しまして、支出済み歳出額は八十九兆三百七十四億円余でありまして、その差額、すなわち四兆四千三百五億円余を加えました歳出予算額は三兆八千十九億円余となっております。不用途となりました額は六千一百億円余となっております。

このうち、公共事業等予備費につきましては、平成十一年度一般会計における公共事業等予備費の予算額五千億円のうち、使用残額八千円を除きました。

また、予備費につきましては、平成十一年度一般会計における予備費の予算額は二千億円であります。ですが、その使用額は百六億円余であります。

次に、平成十一年度の特別会計の決算であります。また、予備費につきましては、平成十一年度一般会計における予備費の予算額は二千億円であります。ですが、これらの決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算によって御了承賜りたいと存じます。

なお、歳入歳出決算に添付されております国債債務に関する計算書による債務額であります。平成十一年度末における債務額は五百五十六兆四千三百三十九億円余であり、このうち、公債であります。ですが、平成十一年度末における債務額は三百四十三兆三千二百八十五億円余であります。

次に、平成十一年度における国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いがありますが、同資金への収納済み額は五十六兆三千六百六十九億円余であります。この資金から一般会計等の歳入への組み入れ額は五十五兆五千六百億円余であります。

次に、平成十一年度の政府関係機関の決算内容につきましては、それぞれの決算書によって御了承賜りたいと存じます。

次に、国の債権の現在額であります。平成十一年度末における国の債権の総額は三百十七兆五千九百七十億円余であります。

次に、物品の増減及び現在額でありますが、平成十一年度末における物品の総額は十三兆六千三百四十六億円余であります。

以上が、平成十一年度の一般会計歳入歳出決算等の概要であります。

何とぞ御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。川橋幸子君。

(川橋幸子君登壇、拍手)

○川橋幸子君 私は、民主党・新緑風会を代表し、ただいま議題となりました平成十一年度決算について質問いたします。

その前に、現下の緊急かつ重大問題として、狂牛病及びアフガニスタン支援問題について伺います。

まず、狂牛病問題についてお伺いします。

去る二十一日、国内二頭目の狂牛病の牛が確認

されました。一ヶ月余り前に国が出したあの安全宣言の意味は一体何だったのでしょうか。

かねて専門家は、二頭目の発生は時間の問題であり、今後も発見される可能性が高いと指摘していました。そうですが、農水大臣は、このような事態の予測を国民に対してどのように説明してこられたのか、また今後についてどう把握されているのか、率直にお答えください。

消費者がかねてより行政に不信感を募らせてるのは、行政が業界寄りの姿勢をとる余り、過剰に風評被害を心配し、食の安全に対する徹底的な対策を根本的に講じてこなかつたこと、また、事実を隠し立てせずに公表するといった情報開示の姿勢が基本的に欠けていたことがあります。

現に、これまでの農水省の対応を見ると、欧州で狂牛病騒ぎが起きてから十年以上が経過しているにもかかわらず、農水省は日本は安全と繰り返すのみで、危機意識が極めて薄かつたことが歴然としています。

九六年になってようやく農水省は、牛への肉骨粉の使用を自粛するよう行政指導を行いましたが、その指導は団体どまりで肝心の各農家までは周知されなかつたこと、また、EUが禁止した肉骨粉を日本が去年まで輸入し続けていたこと、さらにことし六月、EUが指摘した日本の狂牛病危険度評価を農林事務次官が日本は安全だと拒否したこと、伝えられること、加えて、一頭目の感染牛が発生したときに担当部長が焼却処分をしたとうその発表をしたことなどが明らかになつていまです。また、最近の報道によれば、九一年当時、狂牛病の危険を警告した研究者に対して、農水省幹部が今後は触れないでほしいときを刺していた

こともBSE問題に関する調査検討委員会の席上判明しています。

武部農水大臣は、このようにたび重なる行政の重大な失態についてどのように責任をとるおつむりか。ドイツでは二人の閣僚が対策のおくれから引責辞任をしていたことを踏まえ、御自身の責任を含めて出処進退を明らかにしていただきたい。

急ぐべきは、感染源、感染ルートの解明であります。全頭検査の実施により消費者が口にする牛は安全であり、だから食べると言わざる者は安全であり、だから消費者心理は疑心暗鬼です。まして、今回の補正を含め、一千億円以上の巨額な税金が役人の不作為のしりぬぐいに使われることについては、到底納得できるものではありません。

これは小泉内閣全体の責任です。総理のリーダーシップをどう發揮していかれるのか、総理の姿勢をお聞きします。

次に、アフガニスタン復興支援と難民認定問題についてお聞きします。

アフガニスタンにおける戦禍はようやく先が見えつつあるようです。タリバン後の新たな暫定政権づくりに向けての動きがある中で、米軍が海兵隊を投入するなど、新たな局面が報じられています。

まず、最新のアフガニスタン情勢をどう認識されているのか、外務大臣にお伺いします。

アフガニスタンの悲劇は、旧ソ連侵攻後二十年干ばつに見舞われ、六百万人にも及ぶ国内難民が

山岳地帯の農村部から平地の都市部に移動してきています。空爆がなくても百万人にも上る多数の餓死者、凍死者が出る危険が国連機関から発表されておりました。

前回連難民高等弁務官の緒方貞子さんは、アフガニスタンは国際社会が見捨ててきた国と表現され、そうした中での今回の空爆であり、地上戦であつたわけです。パキスタンに逃れることができた人々はまだ恵まれており、戦火の続く国内にとどまっている難民はさらに苦しい状況に置かれていることは言うまでもありません。

人間の安全保障を掲げる日本は、アフガニスタンの難民支援についてどのような構想を持って我が国外交を進めようとしているのでしょうか。今直ちに必要な緊急支援と今後の長期にわたる自立支援について、日本は何ができるのか、また何をすべきなのか、外務大臣としての構想を明らかにすべきだと考えます。

ボストン・タリバンのアフガニスタン復興については、報道されるような日米とEUの主導権争いといった各国の国益中心のパワーゲームではなく、国連のもとにおける国際協調行動を重視すべきであると私は考えます。国連中心主義をとった我が国としては、特に国際協力においては、日米同盟の枠組みにとらわれることなく、ましてアメリカの後方支援にとどまることなく、眞にアジアの人々の立場に立って、アジア地域の安全、平和のために日本のプレゼンスを示すべきだと考

えますが、総理の御決意を伺います。

先ごろ、アフガニスタン人九人による難民認定の申請が認められず、認定前に強制収容された四人のうちの一人が自殺未遂を図ったという痛ましい事件が起きました。日本という国が、口では国際協力を言いながら、実は難民認定に対して極めて厳しい国だというのでは、世界の信用を失墜させることになります。難民認定について人道的配慮を強く求めるものでございます。総理の誠意ある答弁を求めます。

それでは、決算について伺いますが、まず、十一年度決算の内容と評価について伺います。

十一年度決算において税収が十一年ぶりに五十兆円の大台を割ったことが問題になりましたが、十一年度決算においても引き続き税収は五十兆円を発生していますが、その背景には、公債発行総額が三十七兆五千億円余にも上り、公債依存度が四二・一%と過去最高となつたという厳しい財政状況にありました。当時、故小渕總理が、私は世界一の借金王だと述べられたことは皆さん御記憶のことでしょう。

こうした十一年度決算の内容について、財務大臣はどのようにお考えでしょうか。また、来年度も引き続き税収が減少し、五十兆円を大きく割る見込みとなっていますが、このように深刻な財政事情を踏まえ、小泉内閣として責任を持つことになる来年度予算の編成に向けてどのような姿勢で取り組もうとしているのか、明確な答弁を求めます。

また、本年六月の決算委員会における私の質問に対しまして、小泉總理は、公共事業のためにあって予備費を設ける必要があるのか、問題がある

と思っている、そういう問題意識の上で予算編成に臨むと、実に明快に答弁されました。総理、改めてこの本会議で、十四年度予算に公共事業のための予備費は設けないと明言していただきたいと思います。

次に、小泉内閣が掲げる構造改革についてお聞きいたします。

総理は、改革なくして成長なしと強く断言しておられ、特に国債発行額三十兆以下、二、三年以内の不良債権の集中処理、特殊法人改革などの目標について強い決意を示しておられます。

しかししながら、国債発行額三十兆以下については、今回、二次補正を約束したことにより、既に事実上破綻したのではないでしょうか。本来、NTT売却益は国債償還に充てられるべきものであり、これを二次補正の財源に充てるのは邪道です。隠れ借金をふやすことにはなりません。これを総理は国民どのように説明されるのでしょうか、お伺いいたします。

現在、失業率は五・三%にも達し、さらに今後上昇していくことが予測されています。こうした状況下で不良債権処理を急げば、失業率の上昇がさらに加速されることには目に見えています。そもそも構造改革は競争力強化を目的とするものであり、現在のデフレが供給過剰、需要不足によって生じているときには、構造改革よりも景気対策を優先すべきだとの論があります。故小渕総理も前森総理も、「鬼を追う者一鬼も得ず」として、構造改革よりも景気を優先すべきだと訴えられました。こうした論者がむだな公共事業を擁護し、小泉総理の抵抗勢力となっています。民主党は、構造改革については総理よりいち早く主張し

てきたところであり、こうした抵抗勢力に加担するものではありません。

しかしながら、世界経済はテロ不況の追い打ちを受けて減速傾向にあります。株価が低迷する中

で、小泉総理がどのように構造改革を達成しよう

となさるのか、改めて総理の基本的な考え方とそ

の決意をお伺いいたします。

また、経済財政政策担当大臣には、構造改革と景気回復を両立できる魔法のような経営運営の手法について、具体的かつ明快な答弁を求めます。

次に、特殊法人改革について伺います。

連日、新聞紙上をぎわしている特殊法人改革

であります。しかし、総理は、道路公団への出資金の打ち切り、高速道路整備計画の見直しや道路四公

改革が前進しつつあるかのよう印象を国民に与えています。

しかしながら、今月二十一日の政府・与党合意

の中身を見ますと、すべては妥協の産物、玉虫色

の決着に終わっており、抵抗勢力の巻き返しによ

りましては骨抜きになるおそれが十分であります。

先日のクエスチョンタイムで、総理は、私を

つぶせば自民党がつぶれる見事なたんかを切ら

れましたが、それは現実でしょう。改革は見せ

かけで、実は妥協の道を選ぶとなれば、総理は二

重に国民党を欺くことになります。

例えば、全国一万四千キロの高速道路網計画を

盛り込んだ全般について、自民党のある有力者

も前森総理も、「鬼を追う者一鬼も得ず」とし

て、構造改革よりも景気を優先すべきだと訴えられました。こうした論者がむだな公共事業を擁護し、小泉総理の抵抗勢力となっています。民主党

やかな改革を貫けるとお考えか、その決意のほどをお伺いいたします。

これに関連して、特殊法人が抱える巨額な債務

が、今現在、どのような構想をお持ちなのか、総理にお伺いいたします。

例えば、日本道路公団は約二十七兆円、本四公

團は約四兆円と言われる債務を持っています。民

営化する際にはこの処理をどうするのか、国鉄民

営化の際のように国民の借金として処理すべきではないと私は考えます。特殊法人見直しでは、こ

のような不良債権の債務処理をどうするおつもりか、今現在、どのような構想をお持ちなのか、総理にお伺いいたします。

最後に、報償費及び外務省におけるいわゆる

ブール金問題についてお伺いいたします。

まず、ことし初めに発覚した報償費の流用事件

ですが、国民は激しい憤りを持って注目いたしま

した。本院におきましても、流用問題や報償費の

意義、執行のあり方などについて、警告決議を

もって政府に厳正な対処を求めるところでありま

す。

このようない不祥事に関連して、会計検査院が内

閣官房報償費及び外務省報償費について検査を行

い、去る九月、内閣総理大臣及び外務大臣に対し

て是正及び改善処置を要求いたしました。この内

容を見ますと、内閣官房報償費について、経費支

払いの確認がなされていないことや内部の確認・

監査体制が十分でないことを指摘して、これにつ

いて適切な処置を講ずるよう具体的に要求してお

ります。また、外務省報償費についても、内部監

査体制の確立、報償費の使途見直しなどの処置を

要求しております。

今回の会計検査院の検査結果は、外務省報償費

の官邸への上納問題について確認できなかつたなど不満な点も残りますが、報償費の執行体制の是正について厳しく小泉内閣に求めております。こうした要求について、今後、どう処置していくのか。根本の責任はどこにあり、またどのようにして国民の信頼を取り戻すのか。総理、外務大臣、それぞれの答弁を求めます。

さらず外務省については、ブール金問題というこの事実からして、外務省が組織ぐみで不正確な会計処理を行っていたことは明らかです。ブル金問題は、報償費問題や一連の不祥事とも関連たことが外務省全体の約三分の一に当たる課室に達し、部局単位としてはすべての部局に及んでいました。本院におきましても、流用問題や報償費の意義、執行のあり方などについて、警告決議を行つたことが外務省調査でも判明しています。

この会計処理を行つたことは明らかです。ブル金問題は、報償費問題や一連の不祥事とも関連して、外務省の公金に対する麻痺、倫理観を欠いた体質そのものをあらわしており、卑劣な犯罪であると言わざるを得ません。

今回のブール金問題に関する厳正な処置と再発防止策について、外務大臣の見解を伺い、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 川橋議員にお答えいたします。

狂牛病についてですが、この問題については、私が農林水産大臣及び厚生労働大臣に対して、縦割り行政の弊に陥らず、両省一体となり適切に対応するよう指示しております。

これを踏まえ、両省が連携して、国民に安全な牛肉を供給するため、BSEに感染していない牛

内だけが屠畜場から出回る体制を確立し、補正予算においても必要な措置を講じたところであります。

また、現在、感染経路の究明を進めるとともに、両大臣の私的諮問機関としてBSE問題に関する調査検討委員会が設置され、これまでの行政対応上の問題を検証し、今後の畜産・食品衛生行政の方について調査検討が行われていると聞いております。

いずれにしても、食品の安全性や品質に対する消費者の関心が高まる中で、食品の安全性確保は重要な課題であり、今後、政府全体として万全の措置を講じてまいります。

アフガニスタン問題に関する我が国の姿勢についてですが、アフガニスタンの和平実現へ向け、国連が重要な役割を果たすことが期待されておりますが、我が国としては、今後とも、国連や関係国等と緊密に連携協力しつつ、主体的に取り組んでいく考えであります。

難民認定についてのお尋ねですが、従来から、難民の認定申請については、個別に審査の上、難民として認定すべき者は認定していると承知しております。政府としては、今後とも、御指摘のように、人道的観点を踏まえつゝ、難民認定の適正な運用が図られるよう配慮してまいります。

公共事業等予備費についてですが、御指摘のとおり、本年六月の決算委員会で、改めて公共事業のためにあえて予備費を設ける必要があるかどうか、問題があると思っていると私は答弁申し上げました。現在でも、その気持ちに変わりはございません。十四年度予算においても、そのような問題意識で編成に臨んでまいります。

二次補正の財源についてですが、今回の措置は、国債発行額三十兆円以下という方針のもとに、安易な国債発行によることなく補正も編成すべきだという考え方のものに、国債整理基金特別会計における政府の保有資金を最大限活用し、無利子貸し付け等を行うものであります。これに充てられた財源は、後日、貸し付けの償還等に伴い全額繰り戻されることから、隠れ借金をふやすものであるとの御指摘は当たらないと考えております。

構造改革に関する基本的な考え方と決意についてでございますが、これは不況であろうが好況であろうが、私は、改革を進めていかないと日本の経済というものは強くならない、自律的な経済成長が不可能になってしまって、そういう危機感から改革なくして成長なしということで取り組んでいるべきだといって改革なしに景気回復したら、改革する必要はなくなるんですから、そんなことは不可能になってしまいます。政府は、先行七法人については昨日発表いたしましたが、特に本州四国連絡橋公団については、債務は国の道路予算か、関係地方公共団体の負担にあってか、あるいは道路料金の活用も検討するが、いろいろな問題が出てくると思います。こういった問題については今後第三者機関において検討していくべきだと思いますし、厳正に資産評価を行い、整理すべきものは整理し、売却すべきものは売却するなど、適正な処理を行います。これは石油公団についても変わりありません。はつきりとした方針を明示して、今後特殊法人改革に向けて一段の努力を傾注してまいりたいと思います。

報償費についてのお尋ねですが、今回の会計検査院報告で指摘された宿泊費差額の問題については、内閣官房と外務省の役割分担を見直すなど、再発防止のための措置を既に講じたところであります。今後さらに、執行体制の整備など、適切な対応を検討していく考えであります。

第二次補正予算についての編成取り組みを指示したところでございます。いずれにしても、改革なし成長なしという方針には変わりございません。この点は御理解いただきたいと思っております。

特殊法人改革に向けた決意でございますが、今までは、一層厳正かつ効率的な執行の徹底を図り、国民の信頼の回復に努めてまいります。

なお、十一年度予算の概算要求においては、報償費について減額要求を行ったところであります。また、先日成立した補正予算においても今年度分について減額したことろであります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣塩川正十郎君登壇、拍手)

○国務大臣(塩川正十郎君) 私に対するお尋ねは、税収が五十兆円を割り、反面、一兆円の純剰余金を発生している背景、そして、公債発行額が三十七兆五千億円余に上っておる、こういう十一年度決算において、公債依存度が四二・一%になつたという厳しい財政状況であるのをどう考えておるかというお尋ねだったと思っております。

仰せのとおり、この十一年度に関しまして四二・一%という高い公債依存度になつたことは事実でございますが、しかし、この年、十一年度におきましては、厳しい景気状況に対応するために六兆円の恒久減税をしたということが一つございまして、それからさらに、景気振興のために社会資本の整備を中心とした大規模な経済対策、すなわち公共事業中心でございますけれども、これに約七兆円の資金を充てた、こういうものが重なりまして高額な公債発行になつたということです。

さて、こうした大量の公債発行に依存した財政運営というものは、持続性がございませんし、また甚だしく國力の消耗にもつながるということもございますので、したがって、平成十三年度以降におきましては国債発行額を三十兆円以下に抑えようという方針のもとに取り組んでまいりました。

(号外) 報

ところでございまして、来年度におきましてもこの精神を貫いて予算編成に当たりたいと思っております。極力、国債の発行を抑制し、安定した財源に基づく財政運営をしていきたいと思っております。(拍手)

○國務大臣(武部勤君) 川橋議員の御質問にお答えいたします。

まず、一頭目のBSE感染牛の発生という事態の予測に関する説明及び今後の見通しについて申し上げます。

十月十八日に、私と厚生労働大臣が共同記者会見を開き、今後は屠畜場における全頭検査によりBSEに感染していない安全な牛からのものみが出回るシステムが整備されたことについて、国民の皆様に御説明したところであります。

その際に、九月に確認された一頭以外にBSEに感染している牛がないと断定することはできぬが、仮に新たにBSEが疑われる牛が発生しても、この検査体制により確実に発見され、屠畜場外出ることがないことについてもあわせて御説明したところであります。

今般、新たにBSE感染牛が確認されたことは大変残念でありますが、これが食用として出回ることなく発見されたことは、このようなBSE全頭検査体制が有効に機能してきたことを示すものと考えております。

そこで、BSEの発生を否定することはできません。しかし、その見込みにつきましては、確かにことを申し上げることはできませんが、屠畜場における全頭検査や農場段階でのサーベイランスの強化等、新たなBSE検査の的確な実施を通じ、国内におけるBSE感染の状況が明らかになるものと考えております。

いずれにいたしましても、今後とも、新たな感染牛が発生し得ることを想定して、常に緊張感を持て検査に臨み、食肉等の安全性の確保に万全を期してまいります。

次に、行政の失態についての農林水産大臣の責任について申し上げます。

BSEの侵入防止を図るため、これまで、肉骨粉の輸入停止措置、飼料の適正利用の推進、家畜伝染病予防法の改正によるBSEの家畜伝染病への指定とサーベイランスの実施等、各種の措置により、リスクを最小限に抑え、BSEの発生防止を図ってきたところであります。今般、我が国においてBSEが発生したことは大変残念なことと受けとめております。

また、今回の事態の発生に際し、省内及び省外との連絡体制が十分に機能しなかつたこと等から、初期段階で対応に混乱が見られたこと等、国民の皆様の行政に対する不信を招いたことはまさに遺憾であります。

このため、省内の連絡体制を含め、関係省庁、都道府県等とも密接な連絡を図りながら、報告、連絡、相談、点検、確認を徹底し、国民の立場に立って迅速かつ的確な対応に努めることが肝要であります。

今回のようなことが一度と起きないよう、当省の幹部を初め職員に対して私から厳重に注意したところであり、今回の教訓を今後の行政に生かしていくことが重要であると考えております。

今後のBSEの発生を否定することはできません。しかし、その見込みにつきましては、確かにことを申し上げることはできませんが、屠畜場における全頭検査や農場段階でのサーベイランスの

者、流通業者、中小企業者など、影響を受けた方々に対する関連対策の取りまとめ等、農林水産大臣としての職責を間断なく果たしてきているとおきます。今後とも、これらの職責をしっかりと果たしていきたいと思います。

このように安心していただくために全力を尽くす事が私にとっての最大の責任であると考えております。(拍手)

○國務大臣(田中真紀子君) 川橋議員にお答え申します。

アフガニスタンの情勢は依然として極めて流動的であり、北部同盟側が北部におけるタリバーン側最後の要衝クンドウーズ市をほぼ制圧した模様である。その一方、タリバーンの本拠地であるカンダハール及び同市周辺では依然として戦闘が継続していると承知いたしております。今後はカンダハールをめぐる攻防が焦点となるものと思われます。

また、アフガン和平をめぐっては、昨二十七日からドイツでラヒミ特別代表やアフガン人の諸勢力によるアフガン各派代表者会議が開催されています。アフガン和平をめぐっては、昨二十七日からドイツでラヒミ特別代表やアフガン人の諸勢力によるアフガン各派代表者会議が開催されています。アフガン和平をめぐっては、昨二十七日からドイツでラヒミ特別代表やアフガン人の諸勢力によるアフガン各派代表者会議が開催されています。

このため、自衛隊艦船による被災民支援物資のカラチ港までの輸送につきましても御説明いたしました。これに対しまして、ムシャラフ大統領より、緊急の経済支援及び追加的経済支援に対する深い感謝の意が表明され、また、CTBTを含む軍縮・不拡散問題及び民主化についての努力、及びカシミール問題への対応につき説明がありました。

アフガニスタン問題につきましては、国連の努力を強く支持していくということで意見の一致を見ました。また、パキスタン側より、来年一月我が国で開催予定のアフガニスタン復興支援閣僚級会議への参加の御希望がありましたのに對し、我だきたい旨、お伝えいたしました。

また、グランディUNHCR地域調整官との間で今後のアフガン難民問題への対応につき意見交

換を行ったほか、今後の難民支援等についての検討材料に資するため、シャムシャトゥー難民キャラップを訪問し、アフガン難民の現状を視察いたしました。

以上のように、今回のパキスタン訪問は、今後、現場の声をも踏まえた対パキスタン外交及びアフガニスタン和平・復興への取り組みを進めていく上で大きな意義があつたと考えております。

我が国によるアフガン難民支援についてのお尋ねがございました。アフガニスタン難民支援については、日本は、直ちに必要な緊急支援として、国際機関等を通じて関係国政府等とも連携をしつつ難民支援を行つておおりまして、とりわけ難民の中でも多数を占めます女性及び子供への支援を重視する観点から、ユニセフを通じた支援も行ってきております。

長期にわたる自立支援としては、今後、帰還が進むと見込まれております難民が復興の過程に関与していくことが重要と考えます。難民の中で多数を占める女性及び子供に対する支援についても、引き続き重視していく考えでございます。

次に、報償費に関する会計検査院の検査結果に関するお尋ねでございますが、先般の会計検査院報告に指摘されましたような手続面等で適切を欠いた点が多くありましたことは極めて遺憾でございます。会計検査院による内閣官房及び外務省に対する指摘を真摯に受けとめ、今後、報償費の執行を改善し、一層効率的、効果的なものとするよう最善の努力をいたします。

ブル金問題に関するお尋ねでございます。本件については、現在、最終的な調査を行って

おりまして、今月中にその結果を御報告申し上げます。

この問題に対する関係者の責任を明確にし、調査終了次第、ペール金に関与した職員について

は、幹部も含めて厳正に処分いたします。また、

費消したペール金の全額を職員が協力して国庫に返還する方向で努力中でございます。

外務省といたしましては、省員の公金の使用、管理に対する認識の甘さ、そしてペール金の発生を防止するためのチェック機能が著しく不十分で

あったということを反省しております。職員の研修と調達の一元化、監察機能の整備、さらには予算執行上の手続の運用など、そうした実態の調査及び所要の改善を進めることを通じまして、納

税者たる国民の皆様の期待にこたえ得る役所として再生するために最善の努力を行っていくことをお約束申し上げます。

以上です。(拍手)

(国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手)

○國務大臣(竹中平蔵君) 私に対しましては、構

造改革と景気回復を両立させる経済運営の手法に

についてのお尋ねがございました。

ただいま総理から既に御答弁がありましたので

重複は避けさせていただきますけれども、日本の

今後の景気は大変厳しい状況にあり、その先行きに

ついても注視が必要であるということは十分に認

識をしております。しかし、一方で、日本の経済の潜在的な成長力は、これはそれなりにあるん

であります。

あって、この潜在力を生かすためにも、改革なく

おりまして、

ます。

このような不適正な行為が行われていたこ

とは極めて遺憾でございます。

て国民の皆様におわびを申し上げる次第でござい

ます。

この問題に対する関係者の責任を明確にし、調

査終了次第、ペール金に関与した職員について

は、幹部も含めて厳正に処分いたします。また、

費消したペール金の全額を職員が協力して国庫に

返還する方向で努力中でございます。

外務省といたしましては、省員の公金の使用、

管理に対する認識の甘さ、そしてペール金の発生

を防止するためのチェック機能が著しく不十分で

あったということを反省しております。職員の

研修と調達の一元化、監察機能の整備、さらには

予算執行上の手続の運用など、そうした実態の調

査及び所要の改善を進めることを通じまして、納

税者たる国民の皆様の期待にこたえ得る役所とし

て再生するために最善の努力を行っていくことを

お約束申し上げます。

以上です。(拍手)

(国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手)

○議長(井上裕君) これにて質疑は終了いたしま

した。

以上、御答弁申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これにて質疑は終了いたしま

しました。

以上、御答弁申し上げます。

○議長(井上裕君) この際、日程に追加して、

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢

者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を

して成長なしとの決意のもとで、構造改革を強力

かつ迅速に進めることが重要であるというふうに

考えております。

構造の改革といいますのは、供給側の強化であ

りますけれども、同時に、経済の活性化を通じて

デフレの阻止に寄与する、つまり需要側の効果を

ももたらすものであります。このような意味で

構造改革と景気回復は対立するものではないんだ

というふうに考えるわけでございます。

これらの点を踏まえまして、今回新たに緊急対

応プログラムを策定することいたしております。

これによって、構造改革をさらに加速させな

がら、デフレスパイアルに陥ることを回避してま

りたい、つまり需要側にも配慮していきたいと

いうふうに考えるわけでございます。

いずれにしましても、川橋議員、魔法のような

経済運営の手法にというお話がありましたが、残

念ながら魔法はやはりないのでだと思います。その

意味では、構造改革を断固とした決意で進めるこ

と、その過程においては、しかしデフレスパイア

ルに陥る危機を、リスクを回避するための十分な

配慮をしていくこと、こういった観点から責任あ

る経済運営をさせていただきたいというふうに

思っております。

以上、御答弁申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これにて質疑は終了いたしま

しました。

以上、御答弁申し上げます。

○議長(井上裕君) この際、日程に追加して、

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢

者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を

する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたい

と存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。坂口

厚生労働大臣。

○國務大臣坂口力君登壇、拍手)

する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたい

と存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。坂口

厚生労働大臣。

○國務大臣坂口力君登壇、拍手)

なお、船員保険法につきましても、同様の措置を講じることとしております。

第二に、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の特例であります。

中小企業者が中小企業経営革新支援法による承認を受けた経営革新計画に基づき経営革新を行い、これに伴いまして中高年齢者を雇い入れた場合に、雇用保険法の雇用安定事業等として必要な助成を行うこと等としております。

第三に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の特例であります。

派遣先が、専門的な知識、技能または経験を必要とする業務等以外の業務に中高年齢者である派遣労働者を受け入れる場合に、派遣期間の上限を三年間とすることとしております。

なお、この法律は、平成十四年一月一日から施行することとし、平成十七年三月三十一日限り効力を失うこととしております。

以上、概要を御説明申し上げました。(拍手)

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。山本孝史君。

(山本孝史君登壇、拍手)

○山本孝史君 ただいま議題となりました雇用対策臨時特例法案並びに関連する諸問題について、民主党・新緑風会を代表して、総理並びに関係大臣に質問します。

本年九月の完全失業率は最悪の五・三%を記録しました。近畿地方では六・六%であり、仕事を

探しても見つからないからとあきらめているディスカレッジドワーカーを加えると、十人に一人は仕事がないという極めて厳しい状況に置かれています。

高失業率の原因は構造的なものです。失業期間も長引く傾向が鮮明になっています。しかしながら、本法案は、三年間に限って三項目について臨時の特例措置を行うという内容であり、抜本的な雇用対策とはなっておりません。このような法律を提出すること自体が政府の無策ぶりを際立たせ、かえって雇用不安を高めるのではないかでしょうか。あるいは、総理は、雇用対策に決め手はなく、失業率の高まりは仕方がない、リストラされた人は運が悪かった、あきらめなさいとでもおっしゃるのでしょうか。

今後、失業率はどこまで高まるか予測して対策を検討しているのか、総理にはその数字を含めて政府の雇用対策の基本方針をお示しください。

経済財政諮問会議の基本方針によれば、サービス分野で今後五年間に五百三十万人の雇用機会を創出し、子育て分野で三十五万人、高齢者ケアで五十五万人、医療サービスで五十五万人の百四十

五万人の増員を見込んでいます。

ところで、保育や高齢者ケア、医療といった分野は費用の多くを税や社会保険料に依存しています。そのような中で、国や地方自治体の支出をふやす以外に手段はないではありませんか。それでは多くの者にとって負担増となり、サービス水準の切り下げになります。それが小泉流社会保障、福祉改革でしょうか。明確な御答弁を求めます。

今後の特例措置では、中高年の派遣期間の制限が三年間に延長されます。坂口大臣は、中高年の皆さんに対する安定を図るためにどうした措置と答弁されていますが、リストラが進み、買い手市場にある中での期間延長は、正規雇用の代替機能として作用したり、一年間働き続けた派遣労働者が正社員になる道を防ぐことになるのではないで

しょうか。それとも、大臣は、正社員にならなくて、派遣労働者だって二年間働ければいいじゃないかとでもお考えなんでしょうか。

あわせて、厚生労働大臣にお尋ねします。保健・医療・福祉分野の従事者は九六年に三百二十万人であり、八六年からの十年間に約百万人増加したことを考えると、五年間に百四十五万人もの増員を福祉施設の公設民営、民間企業の参入などの規制緩和だけで生み出せるとは到底思えません。どのような手法を用いるのか、お示しください。

我が国の医療機関や福祉施設における患者や入所者に対する職員数の不足が指摘をされてしましました。この際、職員の配置基準を見直して職員数を増員し、サービスの向上と雇用創出に取り組む考えはないのでしょうか。厚生労働大臣にお尋ねします。

総理にお尋ねしますが、日本では公共サービスに従事する者の割合が少ないのでしょうか。非効率な公的サービス部門の再構築は必要ですが、犯罪の急増に対応する警察官の増員、テロ対策のための出入国管理官の増員、公教育における教員一人当たりの生徒数を減らすなど、公務員の増員が必要と考えますが、総理のお考えをお示しください。

塩川財務大臣もお考えとお聞きしますけれども、労使の合意により超過勤務時間の削減などによって労働者一人の働く時間を減らし、雇用機会を分かち合うワークシエアリングを取り入れるべきだと考えます。政労使の協議を推進するとともに、政府としては、新たに労働者を雇い入れた事業主に対しては社会保障負担の軽減や賃金の一部助成などを検討してはいかがでしょうか。厚生労働大臣に御答弁をお願いします。

募集や採用のときに入種、信条、社会的身分を理由とする差別の禁止を明文化すべきと考えますが、厚生労働大臣の見解を伺います。

坂口大臣は、解雇ルールを法制化したいとも明言されています。今後、どのような手順によつて、いつごろまでにお決めになるお考えですか。

そもそも、九九年十一月の労働者派遣法の改正の折、派遣期間の見直しについては三年後に改正の影響など実態調査を踏まえて再検討するされました。実態調査はなされましたでしょうか。以上、明快な御答弁を厚生労働大臣に求めます。

官 報 (号) 外

かに設けるよう厚生労働大臣に指示したところであります。

これらの施策を適切に推進し、国民の雇用不安

の払拭に今後とも努めてまいりたいと思います。

社会保障分野における雇用創出に関するお尋ねであります。が、福祉などの分野についてはサービス提供量を増加させることとしており、これに伴い、新たな雇用創出を図ることとしております。これらの財源については、社会保障制度を持続可能なものとするという観点に立って、利用者負担、保険料、公費の適切な組み合わせを考えることとしておりまして、利用者負担のみをふやすことは考えておりません。

公務員の増員についてですが、国家公務員については、民間にできることは民間に任せられる、地方にできることは地方にゆだねる、この原則に基づきまして、行政のスリム化、効率化を進めいく中で定員の削減を図る一方、施策の重要度、優先度、緊急度に応じて定員を重点的に配分することも重要でありまして、めり張りのある定員配置を実現していきたいと思います。また、地方公務員についても、國の方針を踏まえ、定員管理制度の適正化に取り組むよう要請しているところであります。

製造業の空洞化についてですが、製造業は我が国の基幹的な産業ですが、近年、内外のコスト価格差を踏まえ、中国を初め海外への進出、移転が続いている、国内の雇用の減少などへの影響が懸念されています。

産業の空洞化や雇用の減少を防ぐためには、規制改革等を通じて魅力的な国内事業環境を整備するとともに、高付加価値化等により製造業の国際

競争力の強化を図ることが必要不可欠であります。で、積極的な取り組みを進めてまいりたいと思います。

アジアの経済圏形成への対応及び中国のWTO加盟の日本経済に対する影響及び我が国の対応に関するお尋ねですが、我が国は、WTOによる多角的貿易体制を補完し、さらに自由化や経済活性化を進めるための一つの方策として二国間協定を交渉することとし、シンガポールとの間でアジア最初の経済連携協定の交渉を成功裏に終了いたしました。これを一つのモデルとしつつ、今後ともアジア諸国との幅広い経済連携強化に取り組む考えであります。

中国のWTO加盟は、国内の雇用への影響について注視する必要がありまして、我が国産業の競争力強化の必要があるものの、輸出入及び直接投資の拡大などを通じ、日中両国に大きな利益をもたらし得るものと考えております。

自殺の問題についてですが、我が国の自殺者は平成十年より連續で三万人を超えており、

緊急に対応を要する重要な問題であると認識しております。

政府としては、今年度より、相談体制の充実強化を図ることとし、職場における自殺防止対策マニュアルを作成するなど、地域、職域が連携した自殺防止対策を実施することとしております。また、より効果的な対策を実施するため、近日中に厚生労働省において検討会を開催することとしております。

自殺者数の発表についてですが、交通事故と違いまして、自殺というケースがそうそう把握できるかについては難しい側面があります。い

るいろいろな事情がありますし、プライバシーの問題もあります。今後、担当省庁において研究させたないと考えております。

ホームレスの自立支援に関する立法についての

お尋ねですが、ホームレス問題については与野党がそれぞれの立場で検討を行っておられると承知しております。政府としても、これらの検討状況を注視しつつ、平成十一年五月に取りまとめたホームレス問題に対する当面の対応策に基づき、ホーメレス問題に対する当面の対応策に基づき、これまでも必要な見直しを実施するものと存じます。ちようど十問ちょうどいきました。(拍手)

【國務大臣坂口力君登壇、拍手】

○國務大臣(坂口力君) 山本議員にお答えを申し上げたいと存じます。ちようど十問ちょうどいきました。

一番最初は、保健、医療、福祉の雇用創出についてのお尋ねでござります。

厚生労働省といたしましては、介護や育児などを上げたいと存じます。ちようど十問ちょうどいきました。

どによりまして、提供されるサービスの増加や新たなる雇用創出の着実な実現に努めてまいりたいと考えております。

医療機関等の職員配置基準についてのお尋ねがございました。

医療機関や福祉施設の人員配置基準につきましては、適切なサービスを提供できる最低基準として定めておりまして、先般、看護婦の配置基準の引き上げ等を行うなど、これまでも必要な見直しを行ってきたところでございます。

厚生労働省としましては、医療、福祉の質の確保、向上を図る見地から、今後とも人員配置基準につきまして適切な見直しを行ってまいりたいといたします。とりわけ、医療制度の改革とあわせまして、今後もそうした人員配置の問題につきまして真剣なひとつ取り組みをしていきたいと思っております。派遣労働者についてのお尋ねがございました。派遣労働者についてのお尋ねがございました。

今回の特例措置による常用雇用の代替についてのお尋ねがございました。

厚生労働省といたしましては、求人の旺盛なお尋ねでございます。

今回の労働者派遣の特例措置は、求人の旺盛なお尋ねでございます。

営業等の業務で人材の確保に活用されることが見込まれておりますので、若年者に比べまして就業機会に恵まれていない中高年齢者に対しまして、

雇用機会の拡大等の効果が期待できるものというふうに思っております。

なほ、今般の特例措置により一年以上働き続けた中高年齢者であります派遣労働者の努力義務規定がございまして、この規定が適用され、直接雇用の実現等に十分な配慮をしていきたいと考えております。

また、今回のこの中高年齢者に係ります派遣期間の臨時特例措置とは別にいたしまして、議員も御指摘のとおりの労働者派遣制度全体の見直しにつきましては、今後、平成十一年の改正労働者派遣法の施行状況についての総合実態調査の結果を踏まえ、労使関係者の御意見を十分に拝聴しながら結論を出したいと考えているところでございます。

非正規労働者と正規労働者の格差解消についてのお尋ねがございました。

労働者が多様な働き方を選択できるようにしますためには、それとの働き方に応じた適正な労働条件、処遇が確保されることが重要な課題であるというふうに思っております。

パートタイム労働者と一般労働者との賃金を含みます処遇の均衡の問題につきましては、現在、パートタイム労働研究会を開きました、その結論を急いでいるところでございます。

また、パートタイム労働者に対する社会保険の適用拡大につきましては、議員の御指摘がございましたが、私たちも同じような気持ちを持っておりまして、現在行われております女性と年金検討会におきます議論を踏まえまして、平成十六年までに結論を出したいというふうに思っているところでございます。平成十六年までに行うこととなっております次期の財政再計算に向けて、現在検討を進めているところでございます。

また、派遣労働者につきましての適用の実態等を把握しました上で、健康保険につきましても、総合型で健康保険を導入できないかどうか、今、関係者の皆さん方と検討を進めさせていただいていますといふところでございます。

公務員等の雇用保険の加入についてのお尋ねがございました。

雇用保険制度は、本来、景気動向によりまして失業し得る民間労働者を対象とした制度であるといふふうに考えております。したがいまして、諸外国と同様に、国家公務員は適用の対象から除外をしているところでございます。国家公務員につきましては、いわゆる退職金が一定以下の場合、失業状況にあれば、雇用保険の失業給付と同様の手当が国家公務員退職手当法によって支給されることとなっておりまして、地方公務員につきましても、同様な措置があれば雇用保険は適用されない扱いとなつていています。しかし、私立学校の教員につきましては、従来に引き続まして一層の加入促進に努めてまいりたいと考えております。

ワークシェアリングについてのお尋ねがございました。

先ほど総理からも御答弁がございましたとおり、昨日、総理からワークシェアリングにつきまして、政府としてもより積極的に取り組むよう御指示のあったところでございます。どのような形で実施していくかにつきまして、労使の皆さん方とよくお話をさせていただいて、そして政府として、その中で何が必要なのかということも早く結論を出したい、できれば来年の三月ごろまでにひとつ結論が出ればというふうに思っているところでございます。

募集、採用における人種等を理由とする差別禁止についてのお尋ねがございました。

平成十三年五月二十五日、法務省の人権擁護推進審議会によりまして「人権救済制度の在り方

について」の答申がなされまして、雇用の分野を含みます社会生活全般における人種、信条、社会的身分等を理由とする差別的取り扱いを対象とする人権救済制度の整備についての提言がなされたところでございます。この答申に基づきまして、現在、法務省におきまして新たな人権救済制度の整備を検討されているというふうにお聞きをいたしております。

そうした中で、厚生労働省いたしまして、いかなる役割を果たすべきかにつきまして検討をいたしますために、労働分野における人権救済制度検討会議を開催をいたしているところでございます。そして、この年内に取りまとめをしたいと思っております。

解雇ルールの法制化についてお尋ねがございました。

労働関係をめぐりますところの紛争を防止する等の観点から、解雇基準やルールにつきましてあらかじめ明確にしていることは大切なことだといふふうに思っている次第でございます。

解雇基準やルールの内容につきましては、今後、検討の順序も含めまして労使を初め関係者の皆さん方の御意見をお聞きをしていきたいというふうに思っておりますが、労働者が安心をして働くためにいただける法律にしたいと考えているところでございます。

委託訓練につきましては、職業経験、適性等を踏まえまして、真に受講が必要な求職者に対しまして再就職に資する職業訓練を行うような努力をしているところでございます。

講座の定員につきましては、厳しい雇用失業状況等にかんがみまして、昨年度実績の十七万人に対しまして本年度は当初予算で三十万人分の訓練枠を設けているところでございますし、さらに補正予算におきまして約七万人分を追加したところでございます。

訓練の期間につきましても、これまで原則三ヶ月でありますものを、今後、複数の訓練コースの組み合わせや大学等の活用によりまして、六ヶ月以上の高度かつ長期間の訓練コースを設定してまいりたいといふふうに思っております。

さらに、受講対象者につきましては細かなカウンセリングを実施をしたり、あるいはまた、真にこの訓練受講が必要な方に対し、適切な訓練コースを選定することに対する相談等にも応じたいた思っているところでございます。

最後に、地方自治体の職業紹介事業の実施についてのお尋ねでございます。

地方自治体が主体的に行う雇用開発やあるいは労働相談などは、雇用対策上、非常に重要であるといふふうに思っております。国や地方の役割分担につきましては、地方分権推進計画、平成十年に実施されました計画におきまして、国は全国的な観点からいわゆるナショナルミニマムの維持、達成を図るために必要な職業紹介事業それから雇用保険事業等の施策を実施をして、地方は地域の実情、ニーズに応じた施策を自主的かつ総合的に実施することが整理をされたところでございます。

しかし、最近、雇用情勢が非常に厳しくなつてまいりまして、それぞれの地域で特徴ある、あるいはその地域に特有のやはり雇用対策というもの

官 報 (号 外)

が必要になつてきていることも事実でございまして、地方の皆さん方のそうした雇用に対する取り組みというものに対しましても非常に注目をしているところでございまして、そうしたことでもこれから十分に勘案していくなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、簡単でございますが、御説明申し上げました。(拍手)

〔國務大臣遠山敦子君登壇、拍手〕
○國務大臣（遠山敦子君） 山本議員の御質問にお
答えを申し上げます。

ます。高校や大学における失業 フリーター対応策についてのお尋ねでございますが、御指摘のように、近年、若年者の早期離職やフリーターの問題、厳しい就職状況など、高校生、大学生の就職を取り巻く状況には非常に厳しいものがござります。

このため、まず、高等学校や大学においては、職場体験やインターンシップなどを通じて、生徒や学生に対し望ましい職業観、勤労観や主体的な

職業選択能力を育成しますとともに、専門高校を中心として職業生活に必要な基礎的な知識や技術を身につけておられます。

また、高校生、大学生の就職については、厳しい経済状況のもとではあります、各高等学校や大学において、進路指導の充実や就職先の開拓、拡大に懸命に努力しているところでござります。

今後とも、これらの取り組みの充実に努めてまいります。

次に、親の失業に伴い学業継続が困難な生徒学生に対する就学援助や奨学金に対するお尋ねがございました。

平成十三年十一月二十八日 参議院会議録第十四号

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者法等の臨時の特例措置に関する法律案(趣旨説明)

の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険

—

文部科学省では、次代を担う生徒や学生が、経済的理由にもかかわらず、安心して学業を継続できるよう、これまで奨学金事業などの充実に努めてきております。

たというのであり、これを受けて各支部から生徒に
対し、本日中にも内定通知を発出することいた
しております。

〇に中国が加盟されましたことに従いまして、順次この問題についても議論が起つてくるものと思つております。

学金との併願者もあります」とから、これについて

部から各支部へ採用予定者の通知を出し、各支
部の整理を行いました後に、十二月五日ころには

したと承知いたしております。

して、高校生や保護者の不安を取り除くよう万全を期してまいりたいと考えております。

以上でござります。(拍手)
〔國務大臣塩川正十郎君登壇、拍手〕

○國務大臣（塙川正十郎君）　中國元につきましてのお尋ねでございましたですが、現在、御承知の

よう、中国の人民元は米ドルに対しましてペッ
グの状態でございまして、したがいまして、我が
國の円との交換はすべてドレコリノウされて一千

国との交渉は、ハーバードで行われてきました。されど、これまでの交渉は、主として言語

国元のポジション等につきまして、近隣諸国等、我々とも共通の影響を受けておるものでございま

すので、機会がございました場合にこの人民元のあり方につきまして意見の交換は行ってきて、重

大きな関心を持つておることは事実でございます。
しかしながら、通貨の相場水準というものにつきましては、これはマーケットに任せとひうること

が原則でございますので、我々といたしましてはこれに対する対策というものは別段とておらぬ

いところではござりますけれども、しかし、W.T.

110

○副議長(本岡昭次君) 沢たまき君。

(沢たまき君登壇、拍手)

○沢たまき君 私は、ただいま議題となりました経済社会の急速な変化に対応して行う中高齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案に対し、自由民主党・保守党・公明党を代表いたしまして、総理及び関係大臣に御質問いたします。

小泉総理は、景気の現状について、失業率が過去最高の5・3%を記録するなど、一層深刻化しているとの認識を示しながらも、我が国の潜在的な成長力は十分にある。これを生かすためにも構造改革が必要だと、構造改革に対し並々ならぬ決意を表明されております。

構造改革については、国際的視点からもその必要性が叫ばれてきました。世界各国の科学者、経済学者等で構成されたローマ・クラブのレポート「成長の限界」において、食料、工業生産及び人口が旧来のシステムのまま幾何級数的に成長していくと、資源の枯渇、環境汚染の拡大が要因となること、二十世紀中に確実に経済成長は停止するだろうと厳しい警告を発していたのです。いわゆる構造改革は、世界的な二十一世紀の課題でもあるのです。

したがって、今日、政府が進めようとなさっている財政改革、行政改革、特殊法人改革等の構造改革は、地球的課題である省資源、環境重視という観点からも必要であり、むしろこうした枠の中で持続可能な経済成長を実現するための構造改革でなければなりません。我が国の財政、行政機

構、民間産業が活力を取り戻し、また、資源が有効利用され、環境保全がなされるために、新しいシステムが確立されなければなりません。今こそ、国民が安心できる改革を実現するため、英知を結集して構造改革を実行するべきであります。

しかし、その成功のために余りにも課題、難問が山積しています。改めて構造改革に対する総理の御意をお聞かせいただきたい。

あわせて、構造改革と雇用対策は車の両輪の関係でなければなりません。総理の言われる構造改革が安定的に推進されるためには雇用対策にどう配慮されるのか、御見解をお聞かせください。

厚生労働省は、本年八月に、構造調整下において伺います。

厚生労働省は、本年八月に、構造調整下における企業行動と労働面の対応に関する調査結果を発表しております。平成十二年八月末現在の常用雇用者数を五年前と比較した場合、増加したとする企業割合は一八・三%、減少したとする企業割合は四一・六%となっており、減少が増加を大きく上回っております。このことは、これから本格的に構造調整に入った場合、さらに常用雇用者数が減少に向かうことを物語っているのではないでしようか。また、同調査によると、事業の再構築を必要とする企業は、過去五年間で事業の再構築を行った企業八〇%、今後五年以内においても七〇%の企業で再構築を実施するとしています。

今まで、日本の経済成長は、鉄鋼、自動車、家電等の製造業や公共事業が先導的役割を担ってきました。しかし、我が国財政が逼迫している中で、日本の基幹産業の再生を図るために、付加価値

の高い事業への転換について国としても積極的に支援して雇用創出を推進していくべきではないかと思いますが、総理及び経済産業大臣の御見解を伺います。

今日の厳しい雇用状況に対し、国民の痛みを最小限に抑えるための法律案であります。具体的には、求人が少なく再就職が困難である上、生活面での負担の大きい中高齢者に焦点を当て、雇用保険法等の臨時の特例措置を定めるものであります。

私は、先ほど、構造改革を進めるに当たっては雇用に十分配慮して進めるべきであると申し上げました。本法案は、そうした配慮の一つであると考へ、まことに適切であると評価いたします。

私は、先ほど、構造改革を進めるに当たっては雇用に十分配慮して進めるべきであると申し上げました。本法案は、そうした配慮の一つであると考へ、まことに適切であると評価いたします。特に、中高年の方々は失業期間が長期化する傾向にあり、求職半ばにして給付打ち切りとなり、大変厳しい事例もありました。今回の措置によりて、そうした方々が失業給付が切れた後も再び職業訓練を受講しながら給付が受けられることでより長期間にわたって安心して求職活動を行なうことがで

き、加えて、その間、高度な技術を身につけるこ

とができるため、ミスマッチ解消にも大いに役立つ

つと思います。

また、本法案では、雇用機会をふやすため、中高齢者に限って、派遣期間の上限を二年に延長することとしております。私は、特に厳しい状況にあるこうした方々に対しては、あらゆる手段を講じて雇用に結びつけることがます重要である

と考えます。そのため、このような措置も臨時特例的な措置として評価されるべきものと思いま

す。

しかしながら、これによって常用労働者が派遣労働者に代替されるのではないかと危惧する声があることもまた事実であります。

そこで、厚生労働大臣に伺います。

今回の措置によって中高齢者の方々の雇用はどうくら進むと見込んでいるのか、また、心配されるような常用雇用の代替やその防止についてどのように考へているのか、以上についてお答え願います。

最後に、雇用に関する今日的諸問題について、厚生労働大臣に数点伺います。

まず第一は、不良債権処理という負の遺産の処理が雇用安定の前に立ちはだかっていることあります。この不良債権処理の進め方によつては、雇用情勢がますます厳しくなることが予想されます。また、不良債権処理に伴い、これを口実にした安易な解雇や労働条件の引き下げが生じないとも限りません。大臣は、解雇ルールの明確化について発言されているようですが、いかなる対策を講じられるお考へでしょうか、お伺いいたします。

第二に、年齢差別の解消についてお伺いします。

年齢差別の解消については、求人や採用で年齢制限をしないよう企業に努力義務を課した改正雇用対策法がこの十月から施行されました。しかし、その後も制限を撤廃、緩和しない求人が約四割にも上るということです。生計の主たる中心者にある中高齢者に対し、いかなる実効性ある対

応策を考えていられますか。お伺いいたします。

第三に、職場における若年者の定着率の向上について伺います。

若年者の失業は自ら都合退職によるものが多い

と言われております。この要因については、厚生労働省はどう分析されているのでしょうか。昔

は、若い人たちが就職すると、金の卵として一人

前の仕事が早くできるようによると会社を挙げて教育訓練をいたしました。新入社員に対する企

業内教育訓練をしたり、インターンシップ制の導入拡大を確立し、定着率の向上を図る必要がある

と思いますが、いかがでしょうか。

第四に、新たに創設された緊急地域雇用創出特別交付金について伺います。既に実施されています平成十一年からの交付金実施の検証結果はどうなっているでしょうか。

今回も厚生労働省は、同交付金の実効性を確保するため、失業者の新規採用枠を八〇%以上とします。また、事業費に占める人件費割合を八〇%以上にする等、きめ細かに対応するとしており、地域の方々が大変期待しております。しかし、雇用期間が六ヶ月ということですが、単に一時的な雇用機会の創出に終わらせず、地元の労使の意見を聞いて長期の雇用や地域の活性化に結びつけることが大事であると思いますが、いかがでしょうか。

以上、政府の御見解を求めて、私の質問を終ります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 沢議員にお答えいたします。

構造改革に対する御質問でございますが、私は、民間にできることは民間にゆだね、地方にできることは地方にゆだねるという原則のもとに、今後とも構造改革を推進していきたいと思います。

が、昨日、特殊法人改革について、道路関係四公

団、住宅金融公庫、都市基盤整備公団、石油公団の七法人の廃止、民営化の方針を取りまとめました。いずれも半年前までは、こんなことができった。最も困難と思われた七つの特殊法人について改

革が進んだことは、小泉内閣の進める構造改革の大好きな一步であり、前進であると私は思っております。

まだ課題、難問が山積しておりますが、今後とも引き続き、不良債権処理、規制改

革、医療改革、郵政事業改革といった構造改革に

断固たる決意で取り組み、改革なくして成長なし

の方針のもと、民需主導の持続的な成長を図ってまいりたいと考えております。

構造改革と雇用対策の関係についてあります

が、改革を実現する過程で国民の雇用不安をいか

ます。まだ課題、難問が山積しておりますが、今後とも引き続き、不良債権処理、規制改

革、医療改革、郵政事業改革といった構造改革に

断固たる決意で取り組み、改革なくして成長なし

の方針のもと、民需主導の持続的な成長を図ってまいりたいと考えております。

構造改革と雇用対策の関係についてあります

が、改革を実現する過程で国民の雇用不安をいか

ます。まだ課題、難問が山積しておりますが、今後とも引き続き、不良債権処理、規制改

革、医療改革、郵政事業改革といった構造改革に

断固たる決意で取り組み、改革なくして成長なし

の方針のもと、民需主導の持続的な成長を図ってまいりたいと考えております。

構造改革と雇用対策の関係についてあります

が、改革を実現する過程で国民の雇用不安をいか

ます。まだ課題、難問が山積しておりますが、今後とも引き続き、不良債権処理、規制改

革、医療改革、郵政事業改革といった構造改革に

断固たる決意で取り組み、改革なくして成長なし

の方針のもと、民需主導の持続的な成長を図ってまいりたいと考えております。

政府としては、規制改革の推進による雇用創出や労働市場の整備による円滑な労働移動の推進など、構造改革の推進とその痛みの緩和に向けて、今後それぞれの施策を適切に推進してまいりたい

と思います。

昨日、連合の幹部の皆さん、笹森会長あるいは草野事務局長とも会談を行いました、その際、雇用の維持、創出を図るため、ワークシェアリングについて取り組むことを提案いたしました、政労

使の合意形成を図るために場を速やかに設けるよ

う、私は厚生労働大臣に指示したところであります。

付加価値の高い事業への転換に関するお尋ねであります。まだ課題、難問が山積しておりますが、今後とも引き続き、不良債権処理、規制改

革、医療改革、郵政事業改革といった構造改革に

断固たる決意で取り組み、改革なくして成長なし

の方針のもと、民需主導の持続的な成長を図ってまいりたいと考えております。

る雇用の見込みについてのお尋ねでございました。

ちょっと順不同であるかもしませんが、お許しください。

派遣労働者数は、景気動向等に大きく左右され面がありますことから、今回の特例措置によります効果を数量的に予測することはなかなか難しい面がござりますけれども、派遣先の中高年齢者の受け入れに関する意向等から見まして、約五万程度の雇用創出効果を期待できるというふうに思っております。もう少しきかれてはいけないかと

いうふうに私は思っておりますが、最低限、このぐらいは確保できるというふうに思っております。

派遣労働者数は、景気動向等に大きく左右され面がありますことから、今回の特例措置によります効果を数量的に予測することはなかなか難しい面がござりますけれども、派遣先の中高年齢者の受け入れに関する意向等から見まして、約五万程度の雇用創出効果を期待できるというふうに思っております。もう少しきかれてはいけないかと

いうふうに私は思っておりますが、最低限、このぐらいは確保できるといふうに思っております。

派遣労働者数は、景気動向等に大きく左右され面がありますことから、今回の特例措置によります効果を数量的に予測することはなかなか難しい面がござりますけれども、派遣先の中高年齢者の受け入れに関する意向等から見まして、約五万程度の雇用創出効果を期待できるというふうに思っております。もう少しきかれてはいけないかと

いうふうに私は思っておりますが、最低限、このぐらいは確保できるといふうに思っております。

派遣労働者数は、景気動向等に大きく左右され面がありますことから、今回の特例措置によります効果を数量的に予測することはなかなか難しい面がござりますけれども、派遣先の中高年齢者の受け入れに関する意向等から見まして、約五万程度の雇用創出効果を期待できるといふうに思っております。もう少しきかれてはいけないかと

いうふうに私は思っておりますが、最低限、このぐらいは確保できるといふうに思っております。

いますが、解雇ルールのことににつきまして私が発言をいたしましてから、経営者団体からは解雇をできにくくなるので反対だという声が出ておりましすし、労働団体からは解雇されやすくなるので反対だという声が出ているわけございまして、双方から反対の声をちょうどだいをいたしておりまします。しかし、最近、この解雇に対する裁判や紛争が大変ふえていることもまた事実でございます。私はやはり働く人たちのためのルールというものが明確になっていることが大切であるというふうに思っている次第でございます。

今後、労使の皆さん方の御意見を十分に拝聴しながら決定をしていきたいというふうに考えているところでございます。

厚生労働省におきましては、改正雇用対策法に基づきまして、年齢制限緩和の努力義務の実効を上げるために、官民の職業紹介機関の窓口の活用でありますとか、地域の経済団体やマスメディアへの働きかけ等によりまして、積極的な周知、広報を図り、その理解を徹底していきたいと思っております。

また、実際に求人を受け付ける公共職業安定所においては、指針に基づきまして、極力年齢にかかわらず均等な機会を与えるよう事業主に要請するなど、一人でも多くの就職につながるよう最大限の努力を続けていきたいというふうに思っています。

補正予算におきましても、事業主団体を通じて広報、相談等を実施することとしておりまして、

法律の実効を上げるための取り組みを強化する決意でございます。

若年者の失業についてのお尋ねもございました。若年者の職業意識が不十分であることもございまして、厳しい経済情勢の中で、企業におきましては人材を育てようという意欲が弱まっているのではないかと思われるようなケースの中にはあるわけござります。

このため、厚生労働省といたしましても、高校、大学等において早い段階から就職意識の啓発に努めるとともに、企業による計画的な職業能力開発の取り組みを支援していきたいというふうに思っております。来年度の若年者、特に高校、大学生の就職状況を見ましても、とりわけ高等学校の就職につきまして、非常に現在のところ厳しい状況になっておりますので、とりわけ高等学校の就職につきまして今全力で取り組んでいるところです。

〔國務大臣平沼赳氏登壇、拍手〕

○國務大臣(平沼赳夫君) 沢議員にお答えをさせ

ていただきます。

先ほどお話をございましたように、トライアル雇用でございますとかインターンシップの受け入れ企業の拡大等につきましても、今努力をいたしておりますところでございます。

最後に、緊急地域雇用創出特別交付金についてのお尋ねがございました。

平成十二年度末まで約千三百四十億円の事業費に対しまして二十二万人の雇用就業機会を創出したところでございます。本交付金につきましては、

さまざまな事業が実施されておりまして、一部では雇用創出効果が低いものの中には見られましたが、安定雇用の観点からも一定の成果を上げたものというふうに考えております。

今回のこの事業につきましては、とりわけ人件費につきましては八割以上、そして失業者に対しましては四分の三以上が完全失業者の中から選んでほしい、そうしたことも要請をいたしているところでございまして、前回の弱点でありましたところを克服しながら、より多くの人に雇用に結びつくように、そしてその皆さん方が永久的な雇用にさらに結びつくような、それぞれの知恵をそれが地でござります。

そのため、厚生労働省といたしましても、高校、大学等において早い段階から就職意識の啓発に努めるとともに、企業による計画的な職業能力開発の取り組みを支援していきたいというふうに思っております。来年度の若年者、特に高校、大学生の就職状況を見ましても、とりわけ高等学校の就職につきまして、非常に現在のところ厳しい状況になっておりますので、とりわけ高等学校の就職につきまして今全力で取り組んでいるところです。

以上、御答弁申し上げました。(拍手)

○國務大臣(平沼赳夫君) 沢議員にお答えをさせ

ていただきます。

付加価値を向上する、このことは非常に重要なことでございまして、総理から大筋の御説明がありました。私からは、具体論を少し御説明をさせていただきたい、このように思っております。

やはり産業、これは物をつくるというのは日本の得意分野であります。したがって、ここに高コスト構造を是正するとか事業環境を整えるということは、非常に重要なことでありますと同時に、御指摘の付加価値を高めるということが国際競争力をつけ、そして雇用を生み出す、このことで私どもは非常に重要な点だと認識しております。

一つは、どうしても付加価値を高めるに当たりましては研究開発、これを避けて通ることはできません。研究開発費用の面で拡大をする、また民間の研究開発投資に大きな支援をする、このことが産業の付加価値を生み出すことになります。

ましては重点四分野と言われておりますバイオテクノロジー、さらにIT、そしてこれからは環境でほしい、そうしたことも要請をいたしているところでございまして、前回の弱点でありましたところを克服しながら、より多くの人に雇用に結びつくように、そしてその皆さん方が永久的な雇用にさらに結びつくような、それぞれの知恵をそれが地でござります。

二つ目は、大学というものは知識、技術が集約しているところでありますけれども、残念ながら、欧米に比べて日本は大学発のベンチャーを含めた起業の発出が非常に少ないわけであります。そこで、今、法律を改正したり規制を緩和するということをやっておりまして、少なくとも、今二けたである大学発のベンチャーを三年以内に一千社を誕生させよう、こういうことによって国際競争力、付加価値を高めていくこと、こういうことを今一生懸命にやっているところであります。

三つ目は、地方の経済産業の付加価値を高めることがありますと、そういう意味では、(発言する者あり)大事なことでありますから。今、地域の産業クラスターというのをやっておりまして、百五十の大学の拠点、そして、まだ少ないんですけども、三千社が参加していただいて、十九の拠点でこれを展開しています。こういったところによって付加価値を高めていく、こういうことが私どもは必要だと思います。

四点目は、産業再生法を利用して、そして既存

の企業に活力を与える、ここで雇用を吸収し、付加価値を高め、日本の国際競争力をつくっていく、このことに全力で取り組んでまいりたいと、このように思っております。(拍手)

○副議長(本岡昭次君) 井上美代君。

[井上美代君登壇、拍手]

○井上美代君 私は、日本共産党を代表して、雇用対策臨時特例法案について質問をいたします。

九月の完全失業率は五・三%、過去最悪となりました。求職をあきらめた潜在的な失業者を加えれば、十人に一人が失業をしております。また、先日発表された全国私立学校教職員組合連合会の授業料が払えず、停学に追い込まれた子供が急増をしております。

昨年一年間の自殺者は三万一千九百五十七人で、過去最高です。親がリストラ自殺した遺児は、昨年度百四十四人に上り、日本育英会の調査によると、奨学金出願の理由の項には、ここでは一例しか紹介できませんけれども、父は二年前にリストラで会社をやめ、その後再就職がうまくいかず、これから的生活を悲観して家族の留守中に自殺と書かれております。

総理、このような子供や家族、国民の実情をどう考るんですか。こうしたこと引きこさないことこそ、政治の責任ではありませんか。

政府の雇用対策の最大の問題は、ルールなき大量解雇を全く野放しにしていることです。大企業を中心としたリストラは、NTT、東芝、日立など、電機を中心とした製造業大手三十社だけでも

十六万人という未曾有の規模になっております。大手金融機関の四大グループで二万三千人の人員削減を行うと発表され、一部上場企業の六割の企業が社員を減らすと答えるなど、リストラの火の手はさらに広がりつつあります。これでは一層の雇用不安と将来不安を招き、景気のさらなる悪化を招くのは必至です。

総理、あなたは、雇用を守る企業の社会的責任や国民の働く権利を保障する政府の役割をどのように考へておられるのでしょうか。今こそ政府が、この野放しのリストラ、大量解雇を規制し、率先して国民の雇用を守るべきではありませんか。

ドイツでは、航空会社の四千人削減計画によるリストラと失業が社会問題になったときに、シュレーダー首相は、企業には雇用を守る責任があると発言し、そして景気悪化をリストラの口実としておりませんか。答弁を求めます。

昨年一年間の自殺者は三万一千九百五十七人で、過去最高です。親がリストラ自殺した遺児は、昨年度百四十四人に上り、日本育英会の調査によると、奨学金出願の理由の項には、ここでは一例しか紹介できませんけれども、父は二年前にリストラで会社をやめ、その後再就職がうまくいかず、これから的生活を悲観して家族の留守中に自殺と書かれております。

総理、このような子供や家族、国民の実情をどう考るんですか。こうしたこと引きこさないことこそ、政治の責任ではありませんか。

政府の雇用対策の最大の問題は、ルールなき大量解雇を全く野放しにしていることです。大企業を中心としたリストラは、NTT、東芝、日立など、電機を中心とした製造業大手三十社だけでも

次に、本法案の重要な内容である派遣労働者の派遣期間延長問題について尋ねます。

法案は、極めて深刻な中高年の雇用問題に名を

かりて、派遣労働者の派遣期間の上限を現在の一

年から三年に延長することを提案しております。

雇用流動化の名のもとに、常用雇用が減る一方、

パート、そして契約社員、アルバイトなどの不安定雇用労働者がふえており、派遣労働者も百万人を突破したと言われております。最近の民間団体の調査では、不況と競争激化で賃金が下がり続け

るなど、労働条件が悪化をしております。また、

リーストアと失業が社会問題になったときに、シュ

レーダー首相は、企業には雇用を守る責任がある

こと、余りにも明白ではありませんか。このよ

うな改悪は絶対にやめるべきであります。

年休の取得率は、昨年度ついに五〇%を割り込

みました。一〇〇%の取得が当たり前の欧米に比

べて、異常な事態です。総理は、先日の党首討論

で、働くのが好きな人がいて年休をとってくれな

いと、このように国民に責任を押し付ける発言を

しました。これは、企業で働く人たちの実情、実感を全く顧みない驚くべき発言です。

昨年、政府が行った委託調査でも、休暇取得を妨げる要因が本人の意識などの問題ではなく、業務遂行体制など、企業全体のあり方にあると述べています。事実、企業が労働者の権利である年休を取得しないことを前提にした生産・要員計画を立てていることが全国各地で問題になっており

ます。厚生労働大臣の諮問機関である労働政策審議会において、労働者代表は、本法案に対しても、常用代替の防止策なしには賛成しがたいと、この

合団体も皆反対をしております。全国的な労働組

合団体も皆反対をしております。

今回の派遣法改正が常用雇用から派遣労働者へ

の置きかえにつながらない保障はどこにあるの

か。それは結局、労働者の身分を不安定にして低賃金を促進するだけではないでしょうか。総理の納得できる答弁を求めたいと思います。

政府の総合規制改革会議は、七月の中間取りまとめで、既に派遣労働者の派遣期間延長や製造業への派遣禁止の撤廃を求めております。総合規制

改革会議が十一月に提出しようとしている最終取

りまとめでも、これらの規制撤廃の方針が打ち出

されると大きく新聞で報道されていることは、皆

この派遣労働の全面的な解禁に向けた一步となる

ことは、余りにも明白ではありませんか。このよ

うな改悪は絶対にやめるべきであります。

年休の取得率は、昨年度ついに五〇%を割り込

みました。一〇〇%の取得が当たり前の欧米に比

べて、異常な事態です。総理は、先日の党首討論

で、働くのが好きな人がいて年休をとってくれな

いと、このように国民に責任を押し付ける発言を

しました。これは、企業で働く人たちの実情、実感を全く顧みない驚くべき発言です。

昨年、政府が行った委託調査でも、休暇取得を妨げる要因が本人の意識などの問題ではなく、業務遂行体制など、企業全体のあり方にあると述べています。事実、企業が労働者の権利である年

休を取得しないことを前提にした生産・要員計画を立てていることが全国各地で問題になっており

ます。こうした事態をなくすよう、政府が企業を

早急に指導すべきではありませんか。総理の決意を込めた答弁を求めます。

最後に、求職者から紹介手数料を徴収する問題

二年前の法改正で、それまで禁止だった求職者からの手数料徴収を、モデルとしてまた芸能人など特定の職業についている人たちに認めました。

しかし、これらはあくまでも例外であり、ILO百八一号条約でも原則は禁止です。現行の職業安定法では、民間の有料職業紹介にも平等取り扱いの原則があり、高い手数料を払った人が優先的に紹介を受けることがあってはならないとされています。今回の雇用対策においてもこの原則は厳格に守られるのですか。厚生労働大臣の答弁を

求めます。

日本共産党は、大規模なリストラに反対し、雇用を守る国民的闘いに全力を擧げる決意を表明いたしまして、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手) ○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 井上議員にお答えいたします。

リストラに伴う深刻な状況についてでございますが、失業を含め、いろんな原因によってみずから命を絶たれる方がおられるることは極めて痛ましい事態だと思っております。そういうことを防ぐためにも、失業の防止を初め、雇用対策に万全を期すことにより、国民の雇用不安の解消に努めてまいりたいと考えております。

解雇規制についてでございますが、解雇については、いわゆる整理解雇の四要件や合理的な理由を必要とするという裁判例により対処されてきております。しかしながら、社会の変化等に伴い雇用の流動化が進む中で、労働関係をめぐる紛争の防止の観点から、解雇基準やルール

を明確にすることは大切なことだと考えております。

なお、解雇基準やルールの内容については、厚生労働省において、労使を初め関係者の意見も十分聞きながら検討していくたい、また現在検討を行っているところでございます。

企業に対する雇用維持の働きかけについてでございますが、グローバル化の進展等により大きく社会が転換する中で、企業がその存続を図る当たり雇用調整を余儀なくされている場合においても、先般、日経連と連合との間で取りまとめられた「雇用に関する社会合意」推進宣言にあるように、「経営側は、雇用を維持・創出し、失業を抑制すること」に最大限の努力を傾注すべきと考えます。

政府としては、雇用調整助成金等を活用しつつ、雇用維持に努める企業に対して支援を行ってきているところでございます。さらに、昨日、連合と会談を行いまして、ワークシェアリングについて取り組むことを提案し、政労使の合意形成を図るための場を速やかに設けるよう、厚生労働大臣に指示したところであります。

等による企業の雇用維持に対する支援、離職を余儀なくされる労働者に対する事業主による再就職支援の促進などの施策の適正な運営、充実に努めてまいります。

派遺労働者の派遣期間延長に関するお尋ねです

が、派遺労働者の賃金等の労働条件の維持向上や労働者派遣契約の中途解除の防止を図ることには重要な課題であると認識しており、労働者派遣法に基づき対処してまいります。

また、今回の措置により、多様な形態による雇用の確保が可能となり、特に求人の多い営業等の業務での人材確保に活用されることが見込まれるため、雇用機会の拡大、雇用の安定効果が期待でき、常用雇用から派遣労働者への置きかえが進む可能性は低いと考えております。

なお、労働者派遣制度全体の見直しについては、臨時緊急の措置としての今回の法案とは別に、既に調査検討を開始しており、労使関係者の意見等も十分聞きながら検討を進めているところでございます。

年休の取得についてでございますが、年休の取得にためらいを感じる要因としては、調査によれば、みんなに迷惑がかかると感じている、後で余計になくなる、職場の雰囲気で取得しづらい、とりづらいなどが理由とされております。年休の取得促進については重要なことと認識しておりますので、年休を計画的に付与することも含め、その取得率の向上が図られるよう周知啓発に努めてまいりたいと思います。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○國務大臣坂口力君登壇、拍手

お答えをいたします。

私はいただきました質問は一問でございました。求職者からの紹介手数料の徴収についてのお尋ねでございました。

○國務大臣(坂口力君) 井上議員からの御質問に

お答えをいたします。

私はいただきました質問は一問でございました。

○國務大臣(坂口力君) お尋ねでございました。

私はいただきました質問は一問でございました。

官報(号外)

○田村公平君登壇、拍手
ただいま議題となりました法律案
につきまして、総務委員会における審査の経過と
結果を御報告申し上げます。

本法律案は、独立行政法人等の保有する情報の
一層の公開を図るため、何人も独立行政法人等に
対し法人文書の開示を請求することができる権利
及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供
につき定めること等の措置を講じようとするもの
であります。

委員会におきましては、本法律案の目的と対象
法人の範囲、指定法人等の情報公開制度のあり
方、特殊法人の子会社等の情報公開等について質
疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致
をもって原案どおり可決すべきものと決定いた
しました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており
ます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(本岡昭次君) これより採決をいたしま
す。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願い
ます。

[投票開始]

○副議長(本岡昭次君) 問もなく投票を終了いた
します。——これにて投票を終了いたします。

○副議長(本岡昭次君) 投票の結果を報告いたし
ます。

投票総数

二百一十九

○賛成
一百一十九
反対〇

よって、本案は全会一致をもって可決されまし
た。(拍手)

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

免除することができる旨の規定を設けようとする
ものであります。

次に、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案
は、財産刑、自由刑等の裁判を的確に執行するた
め、公務所または公私の団体に対する検察官等の
照会権について定めようとするものであります。

委員会におきましては、刑法改正案について参
考人から意見を聴取するとともに、両法律案を一
括議題として審査を行い、危険運転致死傷罪及び
刑の免除規定を新設した理由、悪質交通事故犯に對
する諸外国の法制、交通事故被害者・遭族に對
する配慮の必要性、刑の執行のための照会権限を規
定することの効果等について質疑が行われました
が、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、両法律案はい
ずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきもの
と決定いたしました。

なお、刑法改正案に対して附帯決議を行いました
が、その詳細は会議録により御承知願います。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(本岡昭次君) これより両案を一括して
採決いたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(本岡昭次君) これより両案を一括して
採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願い
ます。

[投票開始]

○副議長(本岡昭次君) 問もなく投票を終了いた
します。——これにて投票を終了いたします。

○副議長(本岡昭次君) 投票の結果を報告いたし
ます。

○副議長(本岡昭次君) 投票の結果を報告いたし
ます。

投票総数
一百一十九
○賛成
一百一十九
反対〇

よって、両案は全会一致をもって可決されまし
た。(拍手)

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

二〇一九
一百一十九
〇

○副議長(本岡昭次君) 本日はこれにて散会いた
します。

○副議長(本岡昭次君) 本日はこれにて散会いた
します。

午後零時十六分 散会

出席者は左のとおり。

議員	岩本 荘太君	森 ゆうこ君
議長	井上 裕君	
副議長	本岡 昭次君	
議員	遠山 清彦君	山本 香苗君
	高橋紀世子君	平野 達男君
	渡辺 孝男君	舛添 要一君
	西川きよし君	大江 康弘君
	沢 たまき君	山本 保君
	有馬 朗人君	松岡満壽男君
	広野ただし君	加藤 修一君
	松 あきら君	弘友 和夫君
	山口那津男君	阿南 一成君
	田名部匡省君	平野 貞夫君
	田村 秀昭君	高野 博師君

議員	岩本 荘太君	森 ゆうこ君
議長	井上 裕君	
副議長	本岡 昭次君	
議員	遠山 清彦君	山本 香苗君
	高橋紀世子君	平野 達男君
	渡辺 孝男君	舛添 要一君
	西川きよし君	大江 康弘君
	沢 たまき君	山本 保君
	有馬 朗人君	松岡満壽男君
	広野ただし君	加藤 修一君
	松 あきら君	弘友 和夫君
	山口那津男君	阿南 一成君
	田名部匡省君	平野 貞夫君
	田村 秀昭君	高野 博師君

平成十三年十一月二十八日 参議院会議録第十四号

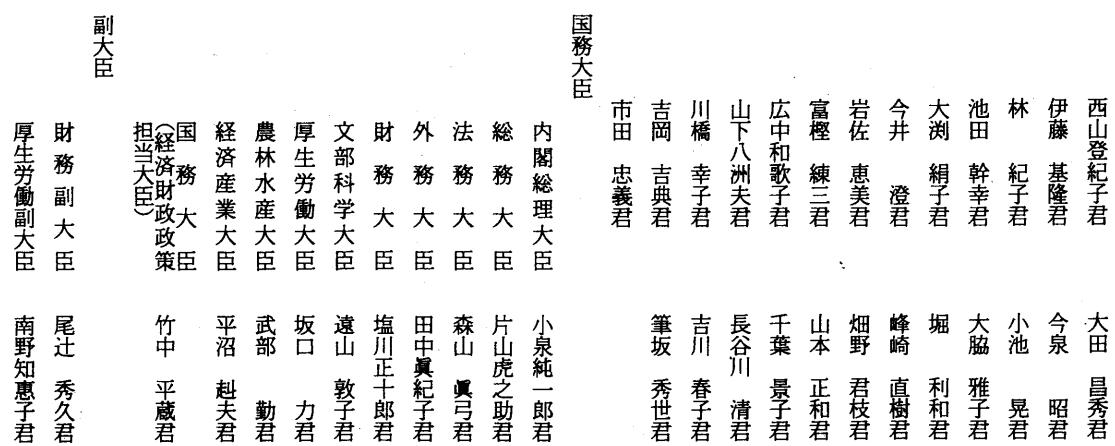
山崎	正昭君	荒木	清寛君
吉村剛太郎君	南野知恵子君	椎名	素夫君
上野	公成君	浜田卓一郎君	渡辺 秀央君
北岡	秀二君	木庭健太郎君	風間 旭君
中島	眞人君	浜四津敏子君	浜四津敏子君
魚住	汎英君	鶴岡 洋君	鶴岡 洋君
岸	世耕 弘成君	入澤 肇君	入澤 肇君
大野つや子君	国井 正幸君	月原 茂皓君	月原 茂皓君
山下	英利君	松山 政司君	松山 政司君
伊達 忠一君	日出 英輔君	吉田 博美君	吉田 博美君
福島啓史郎君	西銘順志郎君	山内 俊夫君	山内 俊夫君
樋口	義和君	福島啓史郎君	福島啓史郎君
上野	公成君	西銘順志郎君	西銘順志郎君

鶴保 魚住裕一郎君
西岡 唐介君
森本 晃司君
日笠 勝之君
尾辻 秀久君
草川 統
白浜 訓弘君
泉 昭三君
扇 仲道
藤井 森元
基之君
野上浩太郎君
段本 俊哉君
幸男君
佐々木知子君
森田 次夫君
岩城 光英君
山崎 力君
常田 享詳君
森下 博之君
河本 裕君
森山 豊典君
太田 豊秋君
市川 一朗君
溝手 顯正君
野間 起君
狩野 安君
片山虎之助君
松谷蒼一郎君

田中	查掛	野沢	太三君	哲男君	直紀君
加納	陣内	孝雄君			
岩永	後藤	時男君			
脇	小林	浩美君			
山下	大泉	博子君			
荒井	小泉	溫君			
山本	脇	顯雄君			
山村	山下	雅史君			
正吾君	善彦君				
一太君	正吾君				
林	田村				
鈴木	保坂				
谷川	保坂				
金田	鈴木				
矢野	鈴木				
岩井	谷川				
佐藤	金田				
清水嘉与子君	矢野				
久世	加藤				
倉田	佐藤				
坂野	泰三君				
上杉	泰三君				
柏村	嘉与子君				
岩本	公堯君				
大仁田	重信君				
	武昭君				
	厚君				
	司君				

中村 敦夫君
辻 泰弘君
中島 啓雄君
神本美恵子君
大橋 巨泉君
中原 爽君
内藤 正光君
櫻井 充君
小川 敏夫君
武見 敬三君
山本 孝史君
小川 勝也君
平田 健二君
若林 正俊君
篠瀬 進君
佐藤 泰介君
円 より子君
江田 五月君
直嶋 正行君
井上 孝治君
松井 修次君
糸井 哲士君
谷口 智子君
田嶋 陽子君
福島 正昭君
藤井 俊男君
八田ひろ子君
辰美君

井上	美代君	高嶋	佐藤	木俣	小泉	大門実紀	羽田雄一郎	山根	又市	宮本	勝木	江本	柳田	北澤	奥石	角田	義	俊美君	孟紀君	元君	彰君	俊弘君	朝日	小林	柳田	江本	齋藤	郡司	海野	小宮山洋子君	福山	千秋君	高橋	谷	藤原	大塚	若林	秀樹君	耕平君	正司君
----	-----	----	----	----	----	------	-------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	-----	-----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	--------	----	-----	----	---	----	----	----	-----	-----	-----



官 報 (号外)

議長の報告事項

一昨二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 筆坂 秀世君 换
法務委員 辞任 金田 勝年君 市田 忠義君 换

秀世君

忠義君

櫻井 充君 山本 孝史君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任 森本 晃司君 换
遠山 清彦君

晃司君

清彦君

法務委員 辞任 後藤 博子君 三浦 一水君 金田 勝年君 清水 達雄君
法務委員 辞任 後藤 博子君 三浦 一水君 金田 勝年君 清水 達雄君
法務委員 辞任 後藤 博子君 三浦 一水君 金田 勝年君 清水 達雄君

博子君

一水君

勝年君

達雄君

財政金融委員 辞任 後藤 博子君 三浦 一水君 金田 勝年君 清水 達雄君
財政金融委員 辞任 後藤 博子君 三浦 一水君 金田 勝年君 清水 達雄君
財政金融委員 辞任 後藤 博子君 三浦 一水君 金田 勝年君 清水 達雄君

博子君

一水君

勝年君

達雄君

同日議員から次の議案が提出された。よって議長は即日これを厚生労働委員会に付託した。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案

(清水嘉与子君外二名発議) (参第五号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

入札談合等闇与行為の排除及び防止に関する法

律案(田中慶秋君外五名提出) (衆第一五号)

入札談合等闇与行為の防止その他の入札及び契約の適正化等に資するための予算執行職員等の責任に関する法律等の一部を改正する法律案

(田中慶秋君外五名提出) (衆第一六号)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の一部を改正する法律案(田中慶秋君外五

名提出) (衆第一七号)

同日議長は、次の議員提出案を厚生労働委員会に付託した。

医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提

供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法

律案(今井澄君外五名発議) (参第一号)

同日議長は、次の衆議院提出案を文教科学委員会に付託した。

文化芸術振興基本法案(衆第一二号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、次の衆議院提出案を文教科学委員会に付託した。

文化芸術振興基本法案(衆第一二号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

文化芸術振興基本法案(衆第一二号)

国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一六号)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

総務委員会に付託

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一九号)

法務委員会に付託

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第二六号)

新事業創出促進法の一部を改正する法律案(閣法第二七号)

経済産業委員会に付託

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案(閣法第二四号)

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

投資の促進及び保護に関する日本国とモンゴル

国との間の協定の締結について承認を求める件

投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求める件

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国譲許表)の修正及び訂正に関する二千零一十一月二十七日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

投資の促進及び保護に関する日本国とモンゴル

国との間の協定の締結について承認を求める件

投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン

・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求める件

同日議長は、児童福祉法の一部を改正する法律

租税特別措置法等の一部を改正する法律

同日議長は、クリスチャン・ポンスレ・フランス

共和国上院議長より、同議長のフランス共和国上院議長再任に際し発送した祝電に対する礼状を接

受した。

同日議長は、二十一日のスルタン・サラフディ

ン・アブドゥル・アジズ・シャー・マレイシア国

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

児童福祉法の一部を改正する法律案

同日本院において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

投資の促進及び保護に関する日本国とモンゴル

国との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

児童福祉法の一部を改正する法律案

<p>一、国民主権の理念にのつとり、政府の諸活動を國民に説明する責務を全うすることの重要性にかんがみ、指定法人等の情報公開について、検討を進めるとともに、本法の対象外とされた特殊法人及び認可法人においても、適切な情報提供を行うよう努めること。</p> <p>二、対象法人は、開示請求制度及び情報提供制度が的確に機能するよう、法人文書の適正な管理の確保を図るとともに、できる限り國民に分かりやすい情報の提供に努めること。</p> <p>三、情報公開審査会の果たす役割の重要性にかんがみ、その体制の整備に十全を期すること。</p>	
<p>四、開示請求の手続</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、国民主権の理念にのつとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を國民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第一条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。</p> <p>二 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいふ。以下同じ。)であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名</p> <p>二 法人文書の名称その他の開示請求に係る法人文書を特定するに足りる事項</p> <p>三 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律</p>	
<p>五、開示請求の手続</p> <p>(開示請求の手続)</p> <p>第三条 何人も、この法律の定めるところにより、独立行政法人等に対し、当該独立行政法人等の保有する法人文書の開示を請求することができる。</p> <p>(開示請求の手続)</p> <p>第四条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を独立行政法人等に提出してしなければならない。</p> <p>一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名</p> <p>二 法人文書の名称その他の開示請求に係る法人文書を特定するに足りる事項</p> <p>三 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律</p>	<p>二 政令で定める公文書館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</p> <p>三 別表第一の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書、図画及び電磁的記録であって、政令で定めるところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの</p> <p>四 第一章 総則</p> <p>五 第二節 訴訟の管轄の特例等(第二十一条)</p> <p>第六章 情報提供(第二十二条)</p>
<p>六、開示請求の手続</p> <p>(開示請求の手続)</p> <p>第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に對し、当該法人文書を開示しなければならない。</p> <p>一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる)こととなるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる)とされるべき個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第一条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和</p>	<p>求者に對し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p> <p>(法人文書の開示義務)</p>

二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」といふ。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるものの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

- 口 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不正に損なわれるおそれ、不正に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えるおそれ又は特定の者におそれがあるもの

四 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれ

その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- 口 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- ハ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

二 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不正に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不正に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

第六条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を

第九条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部又は一部を開示するときは、その旨

容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る法人文書に前条第一号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第七条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であつても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示することができる。

(法人文書の存否に関する情報)

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、独立行政法人等は、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができ

2 前項の規定にかかるわらず、独立行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第十一条 開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかるわらず、独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの法人文書については相当の期間内

に開示決定等をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本条を適用する旨及びその理由

二 残りの法人文書について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第十二条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書が他の独立行政法人等により作成されたものであるときその他の独立行政法人等において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、

移送を受けた独立行政法人等において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした独立行政法人等が移送前にした行為は、移送を受けた独立行政法人等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた独立行政

法人等が、第九条第一項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該独立行政法人等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした独立行政法人等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(行政機関の長への事案の移送)

第十三条 独立行政法人等は、次に掲げる場合には、行政機関の長(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。)第三条に規定する行政機関の長をいう。以下この条に

おいて同じ。)と協議の上、当該行政機関の長に

対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に對し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

一 開示請求に係る法人文書に記録されている

情報を公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると認めるとき。

2 開示請求に係る法人文書に記録されている

情報を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

3 開示請求に係る法人文書が行政機関(行政

機関情報公開法第一条第一項に規定する行政機関をいう。次項において同じ。)により作成されたものであるとき。

四 その他行政機関の長において行政機関情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等を

するにつき正当な理由があるとき。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、

当該事案については、法人文書を移送を受けた行政機関が保有する行政機関情報公開法第二条

第一項に規定する行政文書と、開示請求を移送を受けた行政機関の長に対する行政機関情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、行政機関情報公開法の規定を適用する。こ

の場合において、「行政機関情報公開法第十一条第一項中「第四条第二項」とあるのは「独立行政法

人等情報公開法第四条第二項」と、行政機関情

報公開法第十六条第一項中「開示請求をする者又は行政文書」とあるのは「行政文書」と、「によ

り、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」と

する。

3 独立行政法人等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えた第三者が当該法人

文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも一週間を置かなければならない。この場合において、独立行政法人等は、開示決定後直ちに、当該意見書(第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に對し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十四条 開示請求に係る法人文書に國、独立行政法人等、地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下この条、第十九条及び第二十条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、独立行政法人等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対して、開示請求に係る法人文書の表示その他の政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る法人文書の表示その他の政令で定める事項を書面により通知して、意見

書を提出する機会を与えないなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記録されている法人文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第五条第一号ロ又は同条第二号ただし

書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が記録されている法人文書を第七条の規定により開示しようとするとき。

3 独立行政法人等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えた第三者が当該法人

文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも一週間を置かなければならない。この場合において、独立行政法人等は、開示決定後直ちに、当該意見書(第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に

對し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第十五条 法人文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてもそれはその種別、情報化の進展状況等を勘案して独立行政法人等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による法人文書の開示にあつては、独立行政法人等は、当該法人文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めると

きその他の正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 独立行政法人等は、行政機関情報公開法第十一条第一項の規定に基づく政令の規定を参照して前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき法人文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした独立行政法人等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

5 開示決定に基づき法人文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、独立行政法人等に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
(他の法令による開示の実施との調整)

第十六条 独立行政法人等は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る法人文書が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合、開示の期間が定められている場合には、同項本文の規定にかかわらず、当該法人文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に

一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料)

第十七条 開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより、それぞれ、開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならぬ。

2 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、行政機関情報公開法第十六条第一項の手数料の額を参照して、独立行政法人等が定める。

3 独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政機関情報公開法第十六条第三項の規定に基づく政令の規定を参照して独立行政法人等の定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

4 独立行政法人等は、前三項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。
(第三章 異議申立て等)

第一節 諸問等 (異議申立て及び情報公開審査会への諮問)

第二十条 第十四条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定

二 異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る法人文書を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該法人文書の

該当する場合を除き、情報公開審査会に諮問しなければならない。

一 異議申立てが不適法であり、却下すると

二 決定で、異議申立てに係る開示決定等(開示請求に係る法人文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る法人文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)
第十九条 前条第二項の規定により諮問をした独立行政法人等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 異議申立て及び参加人

二 開示請求者(開示請求者が異議申立て人又は参加人である場合を除く。)

三 当該異議申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が異議申立て人又は参加人である場合を除く。)(第三者からの異議申立てを棄却する場合等における手続)

2 前項の規定により特定管轄裁判所に訴えが提起された場合であって、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の法人文書に係る情報公開訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は行政事件訴訟法第十二条に定める裁判所に移送することができる。

第三章 情報提供
(第四章 情報提供)

第二十二条 独立行政法人等は、政令で定めるとあって政令で定めるものを記録した文書、図面又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

別表第一（第一条関係）

名 称	根 拠 法	産業基盤整備基金	雇用・能力開発機構法
奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和五十四年法律第五十五号)	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十二年法律第七十七号)
宇宙開発事業団	宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第五十号)	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和五十四年法律第五十五号)	自動車事故対策センター法(昭和四十八年法律第六十五号)
運輸施設整備事業団	運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)	自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)
海上災害防止センター	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十六号)	海洋水産資源開発センター	自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)
海洋科学技術センター	海洋科学技術センター法(昭和四十六年法律第六十三号)	科学技術振興事業団	自動車事故対策センター法(昭和四十八年法律第六十五号)
海洋水産資源開発センター	海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)	核燃料サイクル開発機構	社会保険診療報酬支払基金
科学技術振興事業団	科学技術振興事業団法(平成八年法律第二十七号)	簡易保険福祉事業団	社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百一十九号)
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)	環境事業団	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第一百五十六号)
簡易保険福祉事業団	簡易保険福祉事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)	環境事業団	住宅金融公庫法(昭和二十三年法律第二百一十九号)
環境事業団	基盤技術研究促進センター	関西国際空港株式会社	商工組合中央金庫
関西国際空港株式会社	基盤技術研究促進センター	基盤技術研究促進センター	商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)
基盤技術研究促進センター	基盤技術研究促進センター法(昭和六十年法律第六十五号)	基盤技術研究促進センター	首都高速道路公団
金属鉱業事業団	金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)	基盤技術研究促進センター	首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第一百三十二号)
空港周辺整備機構	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第一百十号)	石油公団	住宅金融公庫法(昭和二十九年法律第一百五十六号)
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)	総合研究開発機構	新東京国際空港公団
公害健康被害補償予防協会	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第二百一十一号)	地域振興整備公団	新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第一百五十六号)
国際観光振興会	国際観光振興会法(昭和三十四年法律第三十九号)	地方競馬全国協会	新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第一百五十六号)
国際協力銀行	国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)	中小企業金融公庫	新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第一百五十六号)
国際協力事業団	国際協力事業団法(昭和四十九年法律第六十二号)	中小企業総合事業団	新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第一百五十六号)
国際交流基金	国際交流基金法(昭和四十七年法律第四十八号)	通信・放送機構	新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第一百五十六号)
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)	帝都高速度交通運営団	新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第一百五十六号)
国民生活センター	国民生活センター法(昭和四十五年法律第九十四号)	都市基盤整備公団	新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第一百五十六号)
		日本育英会	新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第一百五十六号)

官 報 (号外)

日本学術振興会	日本学術振興会法(昭和四十二年法律第百一十三号)
日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
日本芸術文化振興会	日本芸術文化振興会法(昭和四十一年法律第八十八号)
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)
日本原子力研究所	日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)
日本自転車振興会	自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)
日本障害者雇用促進協会	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)
日本船舶振興会	モーターボート競走法(昭和二十六年法律第一百四十二号)
日本体育・学校健康センター	日本体育・学校健康センター法(昭和六十一年法律第九十二号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第三百五号)
日本鉄道建設公団	日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)
日本道路公団	日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)
日本万国博覧会記念協会	日本万国博覧会記念協会法(昭和四十六年法律第九十四号)
日本貿易振興会	日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第九十五号)
日本労働研究機構	日本労働研究機構法(昭和三十三年法律第一百三十一号)
年金資金運用基金	年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)
農業者年金基金	農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
農畜産業振興事業団	農畜産業振興事業団法(平成八年法律第五十三号)
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
農林漁業信用基金	農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)
阪神高速道路公团	阪神高速道路公团法(昭和三十七年法律第四十三号)

別表第一(第一条関係)

関西国際空港株式会社	一 関西国際空港及び関西国際空港株式会社法(以下この項において「会社法」という)第六条第一項第一号に規定する施設の設置(これらの建設に係るものを除く)及び管理の事業に係る業務 二 会社法第六条第一項第三号の政令で定める施設及び同項第四号に規定する施設の管理の事業に係る業務 三 前二号に規定する事業に附帯する事業に係る業務 四 前二号に規定する事業に係る会社法第六条第一項第六号に掲げる事業に係る業務 五 会社法第六条第二項に規定する事業に係る業務
中小企業総合事業団	一 中小企業総合事業団法(以下この項において「事業団法」という) 第二十一条第一項第十一号から第十四号までに掲げる業務 二 前号に掲げる業務に関連する事業団法第二十一条第一項第十五号に掲げる業務 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務 四 前二号に掲げる業務に係る事業団法第二十一条第一項第十七号に掲げる業務 五 前二号に掲げる業務に係る事業団法第二十一条第一項第六号に掲げる業務 一 日本私立学校振興・共済事業団法(以下この項において「事業団法」という)第二十二条第一項第一号から第八号までに掲げる業務 二 事業団法第二十二条第一項に規定する業務 三 事業団法第二十二条第三項第一号及び第二号に掲げる業務
日本私立学校振興・共済事業団	一 日本私立学校振興・共済事業団法(以下この項において「事業団法」という)第二十二条第一項第一号から第八号までに掲げる業務 二 事業団法第二十二条第一項に規定する業務 三 事業団法第二十二条第三項第一号及び第二号に掲げる業務

官 報 (号 外)

平成十三年十一月二十八日

參議院會議錄第十四號

投票者氏名

賛成者氏名	反対者氏名	〇名
日程第三 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	日程第四 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	
白浜 一良君 浜田卓一郎君 浜四津敏子君 森本 晃司君 遠山 清彦君 弘友 和夫君 鶴岡 博師君 浜田卓一郎君 洋君 日笠 勝之君 松 あきら君 山口那津男君 山本 香苗君 渡辺 孝男君 井上 美代君 市田 忠義君 大沢 辰美君 小池 晃君 西山登紀子君 八田ひろ子君 筆坂 秀世君 吉岡 吉典君 大渕 絹子君 大田 昌秀君 福島 瑞穂君 山本 正和君 田村 秀昭君 平野 貞夫君 広野ただし君 渡辺 秀央君 高橋紀世子君 松岡満壽男君 椎名 素夫君 島袋 宗康君	岩佐 栄一君 井上 保君 池田 哲士君 吉川 幸義君 宮本 恵美君 林 富樫 煙野 智子君 田嶋 紀子君 岳志君 練三君 春子君 君枝君 又市 雅子君 森 阳子君 大江 征治君 西岡 康弘君 平野 武夫君 森 ゆうこ君 岩本 庄太君 柏村 武昭君 中村 敦夫君	

入澤	青木	有馬	岩城	泉	林	野間	西田	芳正君
大野つや子君	秀久君	幹雄君	光弘君	信也君	橋本	上杉	中島	吉宏君
千景君	紀文君	朗人君	汎英君	肇君	野上浩太郎君	武見	段本	芳子君
扇	加藤	狩野	片山虎之助君	佐藤	佐々木知子君	鈴木	伊達	忠一君
尾辻	大野	安君	木村	佐藤	昭子君	関谷	田中	直紀君
魚住	つ	久野	北岡	久野	泰三君	十郎君	中島	忠雄君
上杉	秀	國井	小泉	鴻池	正幸君	政二君	常田	敬三君
岩城	二	木村	林	祥鑑君	勝嗣君	勝嗣君	中原	幸男君
泉	君	久	北	君	君	君	西田	爽君
		岡	岡					

日出	英輔君	藤井	基之君
真鍋	賢一君	松谷蒼	一郎君
溝手	顯正君	松山	政司君
森下	博之君	森元	
矢野		山崎	哲朗君
脇	力君	山下	恒雄君
今泉	俊弘君	山本	英利君
海野	修次君	吉村剛太郎君	一大君
江本	昭君	大橋	敏夫君
小川	徵君	巨泉君	神本美恵子君
佐藤	泰介君	小宮山洋子君	木俣文子君
齋藤	勁君	櫻葉賀津也君	木俣
千葉	景子君	高嶋	彰君
谷	義一君	長谷川	良充君
角田	正行君	福山	哲郎君
直嶋		藤原	正司君
本田	良一君	本田	よしのり君

策瀬	山下八洲夫君	薬科	魚住裕一郎君	進君
山本	孝史君	漢科	木庭健太郎君	太郎君
白浜	一良君	風間	白浜	起君
浜四津敏子君	清彦君	遠山	弘友	統
森本	晃司君	遠山	和夫君	訓弘君
山下	栄一君	井上	岩佐	保君
山本		池田	小泉	哲士君
大脇		畠野	紙	幹幸君
田嶋		富樫	岩佐	智子君
又市		吉川	林	恵美君
西岡		春子君	宮本	紀子君
平野		雅子君	吉川	岳志君
柏村	岩本	陽子君	大江	練三君
森	きよし君	康弘君	又市	君枝君
中村	武昭君	武夫君	西岡	親司君
	ゆうこ君	達男君	平野	征治君
				君

柳田 隆治君 稳君
 山根 秀樹君
 若林 清寛君
 荒木 加藤 修一君
 鶴岡 博師君
 高野 洋君
 草川 昭三君
 沢 たまき君
 松 日笠 勝之君
 浜田卓一郎君
 山口那津男君
 山本 香苗君
 井上 渡辺
 小池 大門 実紀史君
 市田 忠義君
 大沢 辰美君
 井上 美代君
 小池 晃君
 畠坂 八田ひろ子君
 福島 吉岡
 山本 正和君
 大田 瑞穂君
 田村 秀昭君
 平野 吉典君
 広野 ただし君
 田村 秀央君
 渡辺 秀夫君
 島袋 高橋紀世子君
 松岡満寿男君
 椎名 宗康君

官 報 (号 外)

平成十三年十一月二十八日

參議院會議錄第十四号

明治三十五年三月三十一日
郵便物認可

発行所
二東京一
番四都五
號六港七
務八區九
省十虎門十一
印十二四門
刷十三五門
局十四丁目

電話
03
(3587)
4294

定価
日本本
體一部

料一〇〇
別巴内